

世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」の主旨を踏まえ、持続可能な地域循環共生圏の創造に向けた取組みを推進することにより、亀岡市の持つ豊かで、美しい環境を次代に継承していくことを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、第2条の目的に賛同する団体及び機関等をもって会員とし、組織する。

（事業）

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次のことを行う。

- （1） 地域循環共生圏の創造に向けた社会のしくみづくりの推進
- （2） 地域循環共生圏の創造に向けた事業企画及び情報発信
- （3） 地域循環共生圏の創造に向けた教育・啓発活動の企画運営
- （4） 地域循環共生圏の創造に向けた協働・連携体制の構築
- （5） その他地域循環共生圏の創造に向けた取組みの推進に寄与する事業

（会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、会員の互選により選出する。
- 3 副会長は会員の同意を得て会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、プロジェクトの事業を円滑に実施するため、必要に応じて、参与を置くことができる。

（会議）

第6条 協議会は、会長が招集して議長となり、第4条に定める事項について協議する。

- 2 協議会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

（部会）

第7条 協議会で専門的な事項を調査審議するため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する会員は、会長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、会長の指名する会員をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となり、第4条に定める事項の具体的な事項について協議決定する。

（会計）

第8条 協議会の事業活動に要する経費は、寄附金、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、初年度は協議会の設立の日からはじめに到達する3月31日までとする。

（委員以外の出席者）

第9条 協議会又は部会が必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、意見又は説明

を聴くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため事務局を亀岡市環境市民部に置く。

2 事務局に事務局長をおき、事務局長は会長が指名する。

3 事務局の構成等については、会長が別途定める。

(補 則)

第12条 この規約に定めのない事項については、協議の上、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成31年___月___日から施行する。